

消費生活

No. 155
令和8年3月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎0476-23-1161 成田市花崎町760 市役所3階



- ◆ 予期せぬ「サブスク」の請求トラブルに注意!
- ◆ 「成田市産業まつり」に消費生活PRコーナーを設けました
- ◆ 令和7年度の消費者講座から

成田市消費者講演会を開催しました!



令和7年10月5日(日)に千葉県金融広報委員会・金融経済教育推進機構(J-FLEC)との共催で、「自然災害とお金の話」をテーマに成田市消費者講演会を開催しました。J-FLECから渡辺 一江氏を講師に招き、自然災害に見舞われた時に生活を守るために備える保険、災害に関連した消費者トラブルなどについて学ぶことができました。

第3回消費者講座を開催しました!

令和7年12月8日(月)に(一社)日本清掃収納協会から山口 かな氏を講師に招き、第3回消費者講座「年末お片付けセミナー」を開催しました。家にある物を保管するか処分するかを決める分類の仕方、使用頻度や動線に適した収納方法のほか、非常持ち出し品と備蓄品の収納方法などを学べる講座となりました。



第4回消費者講座を開催しました!

1月26日(月)に日本葬祭アカデミー教務研究室から二村 祐輔氏を講師に招き、「お葬式とお墓の知識と知恵」をテーマに第4回消費者講座を開催しました。最近の終活事情と問題点、お葬式の心づもりとして今からできる事前対応や最新の事例、お墓の考え方や種類、墓じまいや供養の意味などについてわかりやすく学べる講座となりました。



「解約したはず」「契約していない」と思い込んでいませんか？

予期せぬ「サブスク」の請求トラブルに注意!

「サブスクリプション」(以下「サブスク」と言う。)は、定められた料金を定期的に払うことにより、一定期間、商品やサービスを利用できるサービスですが、一般的に解約をしないと自動的に支払いが継続されます。

インターネット上での申し込みが多く、契約内容等を正しく理解しないまま契約し、請求に気付いてトラブルになるケースも見られます。

そこで、サブスクの仕組みやトラブル事例を紹介しますので、未然にトラブルを防止しましょう。



サブスクのイメージ



無料トライアルの申込み

クレジットカード番号を入力してください

※無料期間は1カ月

※無料期間を過ぎて解約されない場合には、自動的に有料プラン(¥5,000/月)に移行します



動画配信アプリ
サブスクリプション

1週間トライアル 無料
開始日: 〇月×日 ¥900/月

申し込む

サブスクのサービス例



動画配信



音楽配信



レンタル



学習教材



専門家相談



外食

サブスクの契約のポイント

- ① 契約中はサービスを受け取ることが可能
→ 利用していなくても料金が発生する
- ② 解約しない限り契約は自動で更新される
→ 解約しない限り支払いが続く

事例1

以前、パソコン上のセキュリティサービスでトラブルがあり、自分で解決しようとしてパソコンを操作していたら「何かお困りですか」とポップアップが出てきたので、そこに連絡した。トラブルは解決し、クレジット決済で約200円払ったと思う。

次に相談したら5千円以上の料金と表示が出たので、契約しないと断ったつもりでいたら、その後も毎月5千円支払っていることがわかった。断ったはずなのにおかしい。返金してほしい。

解説

相談者が利用したサイトは、専門家にいつでも相談できる定額制の質問サイトです。通常、トライアル期間があり、無料や安い価格で利用できますが、トライアル期間が過ぎると有料サービスに移行し、解約手続きをしない限り料金の支払いが続くので注意が必要です。



事例2

スマホを契約した時に動画配信サイトを3カ月無料で利用できると言われ契約した。その3カ月後に解約するのを忘れてしまった。利用しないまま1年が経ち、たまたまクレジットカードの利用履歴を確認したら、毎月約千円の動画配信の料金が引き落とされていることが分かった。利用していないのに請求されるのは、おかしいと思う。

解説

サブスクの特徴として、「サブスク契約期間中は、いつでもサービスを受けられる状態にある」ので、実際に利用しなかったとしても契約期間中であれば、料金が発生することになります。

したがって、利用しなかったとしても、一般的には返金してもらえません。



★サブスク契約についてアドバイス

- ① 申し込む前に、事業者名・サービス内容を確認しましょう。
- ② 利用していないサブスクの支払いが無いか、クレジットカード等の明細は毎月確認しましょう。
- ③ スマートフォンのアプリの場合は、アプリを削除(アンインストール)しただけでは解約したことにはなりません。
- ④ 契約する時の容易さに比べて解約方法が複雑な場合やわかりにくい場合があります。申し込む前に解約方法も確認しましょう。

いま一度サブスクの契約状況を確認して、ムダな契約の解約を検討しましょう。

「成田市産業まつり」に消費生活PRコーナーを設けました♪



消費生活PRコーナー

令和7年11月8日(土)・9日(日)の2日間、成田市公設地方卸売市場にて、「第45回成田市産業まつり」が開催されました。まつり会場では、消費者トラブル、食品ロス削減、製品安全、消費者ホットライン188の案内といった消費生活に関わる情報を来場された方々に紹介しました。また、啓発グッズの配布も行い、来場した多くの方にご利用いただきました。

令和7年度消費者講座から

成田市では、皆様の暮らしに役立つ情報を提供する「消費者講座」を開催しています。令和7年度は一般の方向けに4回開催したほか、小学生を対象にした「親子で学ぶ消費者講座」と自然災害とお金に関する「消費者講演会」を開催しました。そこで、令和7年度に開催した消費者講座で学んだ内容から一部を紹介します。

第2回「今から考えるデジタル終活」から

故人のスマホやパソコン内にあるデジタル遺品への生前対策としてエンディングノートなどを活用して家族とスマホ・パソコン等のID・パスワードを共有することが重要であることを学びました。そこでは、一例として、名刺サイズの紙にパスワード等を記入し、万が一の際に家族が見付けられる場所に保管しておく方法が紹介されました。



法務省エンディングノート

第3回「年末お片付けセミナー」から

お片付けのコツは、始めに場所ごとの理想のイメージを決めてから取り掛かり、次に、家にある物から必要な物だけを残し、最後に使用頻度や使う人に合わせて収納場所を決めることにすると学びました。

必要な物だけにする方法として、①いる②いない③移動(思い出)④迷いに分ける4分類法が説明されました。

<p>①いる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使っている ・使う予定が決まっている 	<p>②いない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要
<p>③移動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本来使う場所へ戻す ・思い出の物 	<p>④迷い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8秒以上迷った物 ・半年間一時保存

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時：月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時00分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(成田市役所3階) ☎23-1161 ●